

1. 第五次箕面市子どもプランとは（法的位置づけ）

- ◆ 令和6年度末で計画が終了した「第四次箕面市子どもプラン」の後継計画として策定
 - ・子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」
 - ・次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画」
 - ・こども基本法に基づく「こども計画」
 - ・子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」
 - ・こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」
 - ・母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「ひとり親家庭等自立促進計画」
- 上記6つの計画を「第五次箕面市子どもプラン」に位置づけ、本市の子ども・子育て支援施策を幅広く記載している。

2. 計画体系における位置づけ

- ◆ 関連する以下の条例・計画等と整合性をもったものとして定めている。

<ul style="list-style-type: none"> ・箕面市子ども条例 ・箕面市まちづくり理念条例 ・箕面市市民参加条例 ・箕面市非営利公益市民活動促進条例 ・箕面市人権宣言 ・青少年健全育成都市宣言 ・箕面市人権のまち推進基本方針 ・箕面市国際化指針 ・新箕面市人権教育基本方針（改訂版） 	<ul style="list-style-type: none"> ・箕面市教育大綱 ・箕面市障害者市民の長期計画（みのお‘N’プラン） ・箕面市障害福祉計画 ・箕面市障害児福祉計画 ・箕面市地域福祉計画 ・箕面市学校施設の長寿命化計画 ・箕面市公園施設長寿命化計画 ・箕面市小中一貫教育推進計画 ・箕面市男女協働参画推進プラン
---	--

3. 計画対象

- ◆ 「子ども」は 18歳未満の者（児童福祉法第4条、大阪府青少年健全育成条例第3条並びに箕面市子ども条例第2条）
- ◆ 「若者」は「思春期」（中学生年代からおおむね18歳まで）及び「青年期」（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満）の者

4. 計画の期間

- ◆ 令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年計画

5. 計画の基本理念と施策の基本方向

- ◆ 基本理念：「子どもが幸福に暮らせるまちづくりをめざして」（箕面市子ども条例、第四次次箕面市子どもプラン）
- ◆ 上記理念の実現に向け、4つの基本目標を掲げ、総合的に施策を推進
- ◆ また、4つの基本目標の実現に資する施策の基本方向として、各取組を7つの施策体系に分類し実施

～子どもが幸福に暮らせるまちづくりをめざして～

- 子どもが明るくのびのび育つまちづくり
- 子ども・若者が輝くまちづくり
- 大人と子どもの協働によるまちづくり
- 安心して子育てができるまちづくり

1 保育・教育サービスの充実(子ども・子育て支援事業計画)

- 1 就学前保育・教育サービスの提供
- 2 地域子ども・子育て支援事業の提供

2 家庭・地域における子育て環境の充実

- 1 家庭・地域における子育て支援
- 2 ゆとりをもって子育てができる生活環境づくり
- 3 子どもの健康づくり
- 4 発達上支援を必要とする子どもの支援
- 5 情報、相談体制の整備
- 6 子どもの人権に関する啓発
- 7 保育・幼児教育の質の向上
- 8 労働環境の整備
- 9 子どもの貧困対策

3 子どもの居場所・遊び場づくり

- 1 子どもの居場所、活動拠点の充実
- 2 子どもの自由な遊び場づくり

4 教育の充実と開かれた学校づくり

- 1 学校教育の充実
- 2 地域に開かれた学校づくり
- 3 豊かな心の育成
- 4 人権教育の推進
- 5 思春期への健全育成支援

5 健全育成と自立支援

- 1 自立への支援
- 2 問題行動の予防と早期発見・早期対応
- 3 非行防止・安全確保に向けた市民運動の推進

6 子どもの文化的・社会的活動の支援

- 1 子どもの自然・文化・スポーツ活動の推進
- 2 子どもの社会体験・活動の推進
- 3 青少年団体、青少年関係団体の活動支援
- 4 子どもの読書活動の推進

7 世代をつなぐ生涯学習・交流の促進

- 1 地域における生涯学習・交流の促進
- 2 地域福祉活動における多世代交流の促進